

# 新潟市立藤見中学校 P T A 会則

昭和 52 年 5 月 6 日改正	平成 28 年 4 月 30 日改正
昭和 56 年 4 月 28 日改正	令和 2 年 7 月 9 日改正
昭和 63 年 2 月 10 日改正	令和 3 年 3 月 16 日改正
平成 7 年 4 月 27 日改正	令和 5 年 5 月 2 日改正
平成 10 年 4 月 24 日改正	
平成 17 年 4 月 21 日改正	

## 第1条（名称）

本会は新潟市立藤見中学校 P T A と言い、事務所を藤見中学校に置く。

（以下「学校」というのは藤見中学校を指す。）

## 第2条（目的）

本会は家庭と学校との緊密な連絡と協力とによって、教育の実を挙げることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 生徒の学業奨励及び保健福利についてのこと。
2. 生徒の生活補導についてのこと。
3. 職員の研究助成についてのこと。
4. 保護者の教養に関する研修についてのこと。
5. その他、本会の目的を達成するに必要なこと。

## 第4条（組織）

本会は生徒の保護者並びに学校職員及び学区内で、本会の趣旨に賛同される者をもって組織する。

## 第5条（役員の任期）

本会は下記の役員を置き、任期は1か年とする。但し、重任は差し支えない。又、次の役員選出まで引き続き任務を行う。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（内1名は教頭とする）
3. 常任委員 若干名
4. 委員 各学級4名
5. 会計監事 3名（各学年から1名）
6. 会計 2名（内1名は学校側から）
7. 幹事 2名（学校側から）

## 第6条（役員の選出）

本会役員の選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長は選考委員会により選出し、委員総会で推薦し、総会で承認を受ける。
2. 常任委員は委員の中から選任する。（部会規定4に詳細を述べる）
3. 委員は各学級より選出する。  
学校側委員は会長が委嘱する。
4. 会計監事は各学年から1名選出する。
5. 会計の1名は副会長が兼務し、他1名は学校側から選任する。

6. 幹事は会長の委嘱による。
7. 選考委員会は3学年部、教頭で構成される。

#### 第7条 (役員の任務)

- 本会の役員は、次の任務を行う。
1. 会長は会を代表し、会務を掌理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  3. 常任委員は常任委員会を構成して各種の原案を作成し、会務を分担執行する。常任委員の分担する会務は部会規程による。  
但し、部会に属さない事項は、常任委員会で処理する。
  4. 委員は部会を構成し、部会の運営、予算、決算、緊急の事項を総会に代って協議し執行する。  
委員は部会を構成し、部会の運営を行う。
  5. 会計監事は会計を監査する。
  6. 会計は会長の旨に従って、予算経理を執行する。
  7. 幹事は会長の命をうけ、会務を処理する。

#### 第8条 (参　　与)

校長を参与とする。参与は本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 第9条 (顧　　問)

本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

#### 第10条 (会　　議)

本会は毎年1回定期総会を開き、必要によっては臨時総会を開く。

常任委員会、委員総会は隨時に開く。前記の会議は会長が招集する。

#### 第11条 (決　　議)

すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛成が必要である。ただし、会議の実施が困難な場合は、書面・委任による決議も可とする。

#### 第12条 (慶　　弔)

本会は生徒・職員・保護者の慶弔規程を設け、細則は別に定める。

#### 第13条 (会　　費)

本会の会費及びその他の収入で運営する。会費は、生徒・職員年額4,000円の納入を基本とし、調整により減額することもある。

#### 第14条 (会計監査)

会計に関するすべてのことは、年1回の会計監事の監査を受けなければならぬ。

#### 第15条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

本会の会計は総会の承認を得るものとする。

#### 第16条 (付　　則)

1. 本会の会則を変更するには、総会の決議が必要である。
2. 本会の部会規程は別に定める。
3. 本会の会則は昭和36年4月16日より実施する。